

特定非営利活動法人 JAFSA(国際教育交流協議会)定款

2003年6月20日制定

2003年11月4日施行

2006年12月27日変更

2007年1月12日施行

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 JAFSA(国際教育交流協議会)と称する。ただし、登記上はこれを特定非営利活動法人 JAFSA 国際教育交流協議会と表示し、また、英語名を JAFSA: Japan Network for International Education とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区早稲田鶴巻町 538 番に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象として、日本の国際教育交流活動を積極的に支援し、国際教育交流に関わる者の専門的知識と技能の向上を図る活動を行うと共に、国際教育交流の発展に寄与することを通じて国際理解を促進し、世界平和の実現に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動
- (3) 人権の擁護または平和の促進を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 以上の活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために特定非営利活動にかかわる事業として、次の事業および活動を行う。

- (1) 国際教育交流に関わる研究会、研修会およびシンポジウムの開催
- (2) 国際教育交流に関わる国内外諸機関・団体との交流および支援
- (3) 国際教育交流に関する調査および提言
- (4) 国際教育交流に関わる出版物・会報の発行等による普及・啓発および資料・情報の収集・提供
- (5) 国際教育交流に関するホームページおよびメーリングリストの運営
- (6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は次の4種とし、正会員をもって、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人および団体

(2) 学生会員

この法人の目的に賛同して入会した学生

(3) 賛助会員

この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人および団体

(4) 名誉会員

この法人の育成ならびに事業の発展に尽くす等特に功績があり、理事会が認める者

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員になろうとする者は、会長が別に定める書式により申請し、会長に提出する。

3 会長は、本条前項の入会の申込があったときは、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。

4 会長は、本条第2項の者の入会申込を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失う。

(1) 退会を申し出たとき

(2) 正当な理由なく会費を滞納し、催促を受けてから1年間を超えてそれに応じず、納入しないとき

(3) 除名されたとき

(4) 本人が死亡し、もしくは失そう宣告を受け、または会員である団体が消滅したとき

(退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 この法人は、法人の定款等に違反し、または、法人の名誉を傷つける行為のあった会員を、理事会の3分の2以上の賛成により、除名することができる。

2 理事会は、除名決議の前に、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費、賛助会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員および事務局

(役員の種類および定数)

第13条 この法人に次の役員をおく。

(1) 理事 16名以上20名以内

(2) 監事 2名

- 2 理事のうち、1名を会長、1名を副会長とする。

(選任等)

第14条 理事および監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 会長、副会長は理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 会長は、この法人の業務を統轄し、この法人を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、また欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は理事会を構成し、総会における審議事項およびその他この法人の重要事項を審議決定する。

(監事の職務)

第16条 監事は、この法人の業務および資産状況を監査し、これを理事会に報告しなければならない。

- 2 監事は、前項の規定による監査の結果、この法人の業務または資産状況に関し、不正行為または定款に違反する重大な事実があった場合は、これを総会または所管庁に報告しなければならない。
- 3 監事は前項の報告をするため必要がある場合には、総会を招集する。
- 4 監事は、理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、必要がある場合には、理事会の招集を請求する。

(任期等)

第17条 この法人の役員の前任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、または増員によって就任した役員の前任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、任期満了後においても新規役員が選出されるまでの間は、なおその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第18条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
 - 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(事務局および職員)

第21条 この法人に、この法人の事務を処理するために、事務局を設け、事務局長および必要な職員を置く。

2 事務局長および職員は会長が任免する。

3 事務局の組織および運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第5章 会議

(種別)

第22条 この法人の会議は、総会および理事会の2種とする。

2 総会は通常総会および臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画および収支予算
- (5) 事業報告および収支決算
- (6) 役員を選任または解任、職務および報酬
- (7) 会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第3項の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第27条 総会の議長は、総会に出席した正会員の互選により選出する。

(総会の定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。

(総会の議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、その限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもってする。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第30条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条および次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 正会員総数および出席者(書面表決者または表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の結果の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人1名が署名、押印しなければならない。

(理事会の構成)

第32条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第33条 理事会は、この定款に定めるもののほか、以下の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない法人業務に関する事項

(理事会の開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。

(3) 第16条第4項の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は前条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第37条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。

(理事会の議決)

第38条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、その限りではない。

2 理事会の議事は、出席の理事の過半数をもって決し、可否票同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第39条 各理事の表決権は、それぞれ平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の理事を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前2条および次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 理事総数および出席者数および出席者氏名(書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の結果の概要および議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人1名が署名、押印しなければならない。

第6章 委員会および部会

(委員会等)

第41条 この法人には、理事会の承認のもとに必要なに応じて以下の機関を設けることとし、これらの設置については理事会において別に定める。

- (1) 法人の目的を達成するために必要な事業運営および企画立案をする委員会
- (2) 専門知識および技能の向上をはかる部会およびテーマ別研究グループ

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第42条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第43条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画および予算)

第45条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、会長が作成し、その方法は、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定および使用)

第47条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加および更正)

第48条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときには、理事会の議決を経て、暫定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第49条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所管庁の認証を得なければならない。

(解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所管庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは所管庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散(合併または破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項の規定に従い、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て選定したものに譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所管庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。

第10章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、法人の設立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会 長	瀬在 幸安 (瀬在 幸安)
副会長	横田 雅弘
理 事	天野 善雄
	大橋 敏子
	小林 明
	近藤 祐一
	佐々木 毅
	Shepherd Samuel Mearle (サムエル M.シェパード)
	白井 克彦
	白土 悟
	高橋 圭三
	寅野 滋
	長田 豊臣
	秦 佳朗
	服部 誠
	藤本 雅美 (塩川 雅美)
	堀江 學 (堀江 学)
監 事	芦沢 真五
	角田 英一

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2004年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、成立の日から2004年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費および賛助会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員
 - 個人： 年額 8,000 円
 - 団体： 年額 100,000 円
 - (2) 学生会員
 - 年額 5,000 円
 - (3) 賛助会員
 - 賛助金一口以上(一口年額金 50,000 円)
 - (4) 名誉会員
 - 会費は徴収しないものとする